

ACSV Monthly Letter

平成30年12月14日、「平成31年度税制改正大綱」が発表されました。消費税率10%への引き上げを前提とした、住宅・自動車の減税措置が拡充されました。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

● 中小企業の軽減税率を延長 **法人税：減税**

中小企業（資本金1億円以下の法人）の年800万円以下の所得金額に適用されている軽減税率（15%）は2年間延長され、平成33年3月31日までの間に開始する事業年度までとされます。

開始事業年度	H28.4.1～	H30.4.1～	H33.4.1～
期末資本金1億円の以下の法人 かつ 課税所得800万円以下	15%	15%	19%
期末資本金1億円の法人 または 課税所得800万円超の部分	23.4%	23.2%	23.2%

なお、法人住民税は、法人税額に約20%を乗じて計算されます。

● 住宅ローン控除の改正 **個人：減税**

消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成31年10月1日から32年12月31日までに入居した場合、住宅ローン控除の適用期間が3年間延長されます。

税額控除限度額は、10年目まで住宅ローン残高（一般住宅は4,000万円、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅は5,000万円が限度）の1%は従来通りですが、11年目から13年目までは以下のいずれか少ない金額となります。

① 住宅ローン残高※×1%

② (住宅取得金額－消費税額)※×2%÷3

※一般住宅は4,000万円、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅は5,000万円が限度

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月18日～3月15日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月29日（土）から1月3日（木）です。
ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。